

松木晶裕局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	<p>皆さん、おはようございます。ただいまから、第167回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、議案審議の関係上、推進委員にも御出席いただいております。その関係で、この会場が非常に狭くて窮屈ですけれども、しばらく御辛抱願ったらと思えます。どうかよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されております。したがって、法律第27条第3項の規定によりまして本総会は成立いたしております。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人でありますけれども、生石地区の秀野委員と、栗井地区の梶野委員、よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第9号、9件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年1月26日～平成30年2月23日に専決処理した案件は7件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら7件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、7件全て住宅用地で、3,421平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第1号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

渡部泰明会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年1月26日～平成30年2月23日に専決処理した案件は27件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら27件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地20件、6,110平米、商工業用地6件、7,685平米、公的用地1件、1,372平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
渡部泰明会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

渡部 純三 主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、基盤強化促進法により平成29年5月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>2番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、一部を農地法第3条許可により隣接する農地の所有者へ贈与にて所有権移転し、残りの農地は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>3番、本件は、農地法第3条許可により昭和58年5月9日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、基盤強化促進法により新たな借り手に貸すとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>4番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が死亡したことにより、賃借人の相続人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>5番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が死亡したことにより、賃借人の相続人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第3号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>

渡部純三主幹	<p>続きまして、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>はい、それでは、御説明いたします。お手元に審査基準第1号～第7号を整理した調査票がございますので、あわせてごらんください。</p> <p>1番、譲受人は、農地約367アールを耕作する農業者でございます。このたび、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、譲受人は、農地約100アールを耕作する農業者でございます。このたび、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番、譲受人は、農地約129アールを耕作する農業者でございます。このたび、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、5番は、譲受人が同一人であるため、あわせて御説明いたします。譲受人は、新規農業者でございます。このたび、申請地を借り受け、農業経営を始めるものでございます。なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>6番、譲受人は、農地約106アールを耕作する農業者でございます。このたび、小作地解放により申請地を取得し、農業経営の安定を図るものでございます。</p> <p>7番、譲受人は、農地約108アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に隣接する申請地を取得し、耕作の効率化を図るものでございます。</p> <p>8番、譲受人は、農地約42アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>9番、譲受人は、農地約158アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に隣接する耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>10番、譲受人は、農地約294アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、申請地を取得し、ますます農業に精進し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>11番、譲受人は、農地約231アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでござい</p>

	<p>ます。</p> <p>12番、譲受人は、農地約160アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>13番、14番、15番は、関連がございますので、あわせて御説明いたします。</p> <p>まず、13番の譲受人は、農地約159アールを耕作する農業者でございます。また、14番、15番の譲受人は、農地約31アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>13番と15番は、交換による所有権移転でございます。お互いに自宅に近く耕作便利なことから、交換するものでございます。14番は、自宅に近く耕作便利であることから、取得しようとするものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは、次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。4番と5番は、併用案件となっておりますので、いずれも新規農業の案件であります。</p> <p>まず、所在地が久米地区でありますので、4番、5番、あわせて、田中委員からお願いいたします。</p>
田中 正人 委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたが、譲受人は、松山市小村町に居住し、農地所有適格法人の栽培担当をしておりました。同法人を3月末で退職し、4月から新規に農業を始めたいと本申請に及んだものであります。</p> <p>地区審査において営農体制を確認しましたところ、農業歴は8年あり、農業に対する意欲も十分感じられたことから、地元としては了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、住所地が久谷地区でありますので、これもあわせて、池田友邦委員からお願いいたします。</p>
池田友邦委員	<p>はい、それでは、説明させていただきますが。</p> <p>住所地の地区審査におきまして農業経歴等を確認しましたところ、農作業歴も十分であり、農業に対する意欲も十分感じられたことから、地元としては了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第4号につきまして事務局並びに地元委員から説明がございました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、現在、三世代で同居しておりますが、何かと手狭なことから、このたび、現居宅を子及び孫へ贈与し、新たに、本申請地へ自己用住宅及び農業用倉庫を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、市街化調整区域にある特に良好な営農条件を備えている</p>

	<p>甲種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今年 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>2 番、本件申請人は、太山寺町に居住しておりますが、このたび、新たな収入源の確保を図るため、日当たりのよい本申請地へ太陽光発電施設を設置したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 5 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分であります。1 番につきましては農業会議の意見を聴いた後、2 番につきましては直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第 6 号、「農地法第 5 条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>1 番、本件受人は、農地約 1.1 ヘクタールを耕作する兼業農家でございますが、</p>

所有農地への進入路が狭いことから、このたび、本申請地を取得し、耕作用通路として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は、伊予鉄鷹ノ子駅からおおむね 500 メートル以内にあることから、第 2 種農地と判断されます。

2 番、本件受人は、自動車修理業を主な業務とする法人でございますが、市内北久米町の事業所は、借地・借建物で、形状・接道条件等、作業効率が悪いことから、このたび、本申請地を取得し、自動車修理工場を移転、開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、伊予鉄鷹ノ子駅からおおむね 500 メートル以内にあることから、第 2 種農地と判断されます。

3 番、本件受人は、自動車販売業を主な業務とする法人でございますが、外車の販売も行うエヌ・ティ・愛媛株式会社と一体利用している既存の駐車場が手狭で支障を来していることから、新たに、隣接する本申請地を賃借し、受人専用の従業員及び事業関係車両 51 台分の露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

4 番、本件受人は、建設工事を主な業務とする法人でございますが、このたび、市内森松町の慶応幼稚園改築工事を請け負い、工事を進めておりますが、事業敷地が手狭なことから、隣接する本申請地を賃借し、工事車両用の露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

なお、本件は、8 カ月の転用期間終了後、直ちに農地として原状回復される一時転用でございます。

5 番、本件受人は、市内保免中三丁目にて特定養護老人ホームを運営する社会福祉法人でございますが、既存の駐車場が手狭で支障を来していることから、このたび、隣接する本申請地を取得し、来訪者・従業員用 57 台分の露天駐車場として利用した

いとしております。

本申請地の農地区分は、JR市坪駅からおおむね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます。

なお、本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

6番、本件受人は、南白水二丁目に居住しておりますが、今後の生活資金確保のため売電事業を計画し、日当たり良好な本申請地を取得し、パネル232枚の太陽光発電施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

7番、本件受人は、現在、両親と同居しておりますが、何かと手狭なことから、このたび、本申請地を父親より借り受け、渡人共有の個人住宅を建築したいとしております。

なお、申請地は、都市計画区域外に位置しており、都市計画法上の開発許可は不要でございます。

本申請地の農地区分は、市役所北条支所浅海出張所からおおむね300メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます。

8番、本件受人は、鉄鋼製造業を主な業務とする法人でございますが、現在、工場敷地に専用の駐車場がなく、路上駐車等、何かと支障を来していることから、隣接する本申請地を取得し、露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

9番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、このたび、本申請地を祖母より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可见込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、JR柳原駅からおおむね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます。

以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

南 耕 一 委 員	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>続きまして、地元委員から補足説明をお願いいたします。3番は、所在地が浮穴地区でありますので、南委員、お願いいたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、松山市空港通二丁目に本店を構え、自動車販売業を営む法人です。</p> <p>譲受人は、現在、借りている駐車場が手狭となり、かわりの土地を探していたところ、本申請地を見つけ、ほかに代替地もなく、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承したわけですが、なお、本総会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
渡 部 泰 明 会 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、5番は、所在地が余土地区でありますので、池田推進委員からお願いいたします。</p>
池 田 功 委 員	<p>はい、地元説明をさせていただきます。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、社会福祉法人アテナ会は、市内にて特別養護老人ホーム等を主に行っている福祉法人です。現在、入居者及び従業員の増加に伴い、既存の露天駐車場が手狭で業務に支障を来していることから、今般、既存施設に隣接した本申請地を取得し、来客用及び従業員用の露天駐車場として利用したく、本申請に至ったものであります。</p> <p>隣接農地への被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承したわけですが、なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
渡 部 泰 明 会 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第6号につきまして事務局並びに地元委員から説明がありました。</p>

	<p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔白石研策委員挙手〕</p>
渡部泰明会長	はい、白石委員。
白石研策委員	7番のようにね、都市計画区域外のようなところは、どういうふうに扱いはるの、現在。どんなんでしょう。
渡部泰明会長	事務局、都市計画区域外の扱いは。
藤久壽基次長	7番は、住宅目的での許可申請でございますが、都市計画区域外ですから、開発許可不要ですので、そちらの方の法手続は不要となっております。
白石研策委員	建築確認は。
藤久壽基次長	建築確認も不要でございます。
白石研策委員	ところがね、こういうことがあります。例で言っときますが。本当にもうわかっとりません。久谷地区では、松山市で一番最終にした34丁、基盤整備したところと久谷とは、都市計画区域外です。これが、いらなんだんです。ところが、久谷がいっぱいこと家が建ちました。浄瑠璃は建たんです。調整区域です。こういうことが起きる。

	<p>久谷は家が建った。浄瑠璃は建たない、調整区域やから。どういうことかという と、建築確認が要らんからいっぱいこと建ったと。建ったら、後始末が難儀しまし た、これは。こういうことがありますから、後の追跡調査は、建築確認・建築届を するまでする必要はあると思うんですが、そこらあたりをどうするか。</p>
藤久壽基次長	<p>会長。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、どうぞ。</p>
藤久壽基次長	<p>はい。農地法の許可申請ですから、農地法の判断をすればいいわけございまし て、そして、これで愛媛県が最終的に許可をおろすことになろうと思いますが、許 可をすれば、転用事業を実施していただきまして、うちに転用確認申請をしていた いただきまして、それでオーケーという話になります。もし出なければ、2年後に追跡 調査をして、事業を早く適正に行ってくださいという指導を行う。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい。</p> <p>それでは、まだございますか。</p>
白石研策委員	<p>うん、今回ね、昨年7月から、市長部局と農業委員会がなくなりました。農地 法の改正中ですから、どういうふうに変わっとるかは知りませんが。</p> <p>過去にあるのは、この、日浦もありました。玉川へトンネルがあいた時に、こう いう経験がありました。それで、あいた時に、都市計画区域外じゃからかまんのよ と。ただ建築確認がおりにしとったら、届けだからかまん。都市計画区域外 といったところはですね、大変なんです。届けをするのに分筆せんといかんです。 山ですから、広いですから。1筆ずつは、建築確認は登記と別なんです。登記面積</p>

	<p>がある。面積と区画が明示されとったらよろしいといわれとります。区画が明示されとって、建築確認がおりるようになってとったら結構ということになってとります。</p> <p>そのように、全部が適合してないといかんで、そういう追跡調査を今後はしていかんだら、大変なことになる。はい。</p>
渡部 泰明 会長	<p>事務局、今、白石委員が言ってるように、農業委員会に追跡調査をする義務がありますか。</p>
藤久 壽基 次長	<p>都市計画法・建築基準法による追跡調査をするような義務は全くございません。法的根拠もございません。権限もございません。</p> <p>以上です。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、そういうことで了解していただきたいと思います。</p> <p>それでは、本件、ほかに異議がないようでございますので、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「平成29年度第12号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山 剛 主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件18件のうち、賃借権の設定は8件、使用貸借権の設定は8件、所有権の移転は2件で、設定総面積は36,235.39平米です。その内訳は、新規が25筆、更新が16筆、売買が4筆となっています。</p> <p>案件中、譲受人が同一のものは、一括して説明させていただきます。速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p>

番号1の譲受人は、約100アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号2の譲受人は、認定農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営の安定を図るとしています。

番号3の譲受人は、約84アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う使用貸借権の設定により、経営規模を拡大するとしています。

番号4の譲受人は、約957アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号5の譲受人は、約192アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号6の譲受人は、約36アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号7の譲受人は、約100アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号8の譲受人は、約41アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う使用貸借権の設定により、経営規模を拡大するとしています。

番号9の譲受人は、約214アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号10～15の譲受人は、約681アールを耕作する農業協同組合で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号16の譲受人は、約36アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号17の譲受人は、約360アールを耕作する農業者で、水田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号18の譲受人は、約729アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は平成30年3月15日の予定とされており、効力の発生は公告日の翌日からです。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第7号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年1月26日～平成30年2月23日に専決処理した案件は16件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら16件につきましては、いずれも適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第8号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認す</p>

ることといたします。

次に、議案第9号、「非農地証明願」について議題といたします。

なお、この案件につきまして、事務局から説明がありますけれども、委員の皆様には、より理解を深めていただきますために、お手元に現地の写真——この写真には参考までに地番も振っておりますけれども、そういうふうな資料を配布させていただきましたので、参考にしていただきますようお願いいたします。

それでは、まず、事務局から説明を申し上げます。

藤久壽基次長

はい、それでは、説明させていただきます。

本件は、土地所有者からの非農地証明願に対して御審議いただく案件でございます。今、会長から御案内がございましたが、資料として3部、用意させていただいています。

まず、国のいわゆる非農地判断の基準、それと、県の非農地証明取扱要領、それと、写真が何枚か。上から5枚が、現地の写真です。一番下が、この隣接地、近くで以前に山林ということで非農地証明をした土地の写真でございます。

少し長くなりますけれども、正確な情報を提供させていただく必要から、詳しい状況説明をさせていただきます。

写真の上から5枚目を見ていただけたらと思います。この写真が、かなり上から写して、周りの状況等、一番わかる写真じゃないかと思います。非農地証明願出地が、乙68番1、乙70番1と、赤でわかるようにさせていただいています。その左側にあるのが、以前、露天資材置場で農地法第5条許可を受けた土地でございます。そのような補足を踏まえまして、説明させていただきます。

まず、平成28年12月に、建設業を営む法人が、堀江町で、公簿は803平米ですけれども実測1,815平米の農地を、露天資材置場目的で農地法第5条許可を受け、所有権は取得しましたがけれども、転用行為は行わないまま、隣接する農地——いわゆる、この非農地証明願の出ている乙68番1と乙70番1ということでございます。この土地をさらに取得しようとする農地法第5条許可申請についての相談がありました。

事務局といたしましては、前回に許可した事業を開始していない状態で事業地拡張の許可申請は、基準に適合しないだろうと。そもそも、現在に至っても事業を開

始していないということは、真にやむを得ない事情があれば別ですけれども、資材置場の必要そのものがなかったのではないかと思わざるを得ないと回答いたしました。

そうすると、では、代表取締役である個人の農地法第3条許可ではどうかという相談に変わりました。それに対しましては、受人の耕作農地に、違反転用等、適正に耕作されていない農地があるので、全部耕作要件の基準に適合しないので、許可にはならないというふうに回答しました。

そうしたところ、後日、地元農業委員から状況説明の依頼があって、それと同じ説明をさせていただきました。すると委員から、非農地証明ができるだろうという申出がございました。

通常、非農地証明は、県の非農地証明取扱要領に適合している状態で、地元委員の副申書をもとに証明しておりますが、本件は、地元委員と事務局の見解に一致点が見出せないで、総会で判断していただくのはどうかと事務局より提案したところ、非農地証明願が提出されたものでございます。

今まで聞いた地元委員の見解は、願出地は、道路の公共事業により、耕作不可能で災害を起こしそうな危険地として残された土地で、非農地証明ができるであろう。以前、道路を挟んで非農地証明をした土地があったが、こちらの方が農地で、証明をした農業委員会に問題がある。今回の願出地こそが非農地であるというものです。

だから、以前、証明した土地というのは、この写真の一番下についている非農地証明をした土地でございます。こちらが、非農地証明をすべき土地じゃなかったという申出でございます。

それに対し、事務局の見解は、県の非農地証明取扱要領及び農地利用状況調査での国の基準において、遊休農地の非農地判断は、山林化するなど、農地としての復旧が新しく開墾すると同等またはそれ以上の労力と費用を要する場合と提示されているところ、国道196号線の西側に位置する非農地証明願出地は、山林化もしておらず、災害により表土が流れ出し岩石が露出しているような状態でもなく、大きな木が一本、北の端にあります。全体がササで覆われているのみで、伐採、抜根または除草剤等で整備可能と思われま。

また、東の道路側は長い急傾斜^{けい}の畦畔となっており、上部は広くはないが平地があり、西側は急というほどではない傾斜地となっておりますが、周辺の自然的障害または災害を受けるとは思われず、今まで特に問題なく土地管理をしていたものと考

	<p>えられます。</p> <p>よって、国・県の基準上、非農地に該当しないと思料します。</p> <p>また、その他本件の考え方として、隣接する農地法第5条許可地とほぼ同様の状況であり、一方は許可申請、一方は非農地証明願では、事務手続の整合性がとれない。また、非農地証明願出地については、最初は、農地法第5条及び第3条の相談があったもので、関係者も農地としての認識があったはずです。</p> <p>以上、本件の状況説明は終わりましたが、異なった見解をもとに、配布している資料、地元委員の意見、以前、北梅本町の農業指導センターの隣接地で農地・非農地判断を行った事例等も参考にさせていただき、農業委員会として、本件について非農地証明をすることが妥当かどうか決定していただくようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がございました。</p> <p>これに対して、地元農業委員、何か補足的な説明がございましたら。</p>
松下 長生 委員	<p>はい。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、松下委員。</p>
松下 長生 委員	<p>それでは、説明します。</p> <p>この図面の中に載っておると思うんですが、もともとが、堀江小学校～大谷トンネル——北条に向かっていくバイパスなんですが、そのところで、福角町から堀江町に向かっていくところなんですが、堀江町の方は、乙番は、全て調整区域。で、市街化区域。大谷トンネルを越えたところ——大谷トンネルと栗井坂トンネルのところについては、乙番でも甲番でも農地のところがあります。</p> <p>そのところ以外は、堀江町は、国土調査も終わりましたが、まず、乙番は市街</p>

化調整区域で、それから、甲番は市街化区域、そのように分かれております。

それで、先ほど事務局の方から説明があった、多分、乙 66 番、乙 67 番だったんだと思うんですけど、そここのところと、今回、僕が説明してるところが、68 番、69 番、70 番。この三つの番号も含めたんですけど、先ほど藤久次長の方から言われましたので、下の方も関連性を持って言われるということであれば、私の方も下の方から関連性を持って言わなきゃいけないんですが、山の方～のり面の下のところ、国交省は、基本的に乙番のところを買収してます。

で、残地として残ってるところがごくわずかあるんですが、ただ、その中で、道路のセンターぐい若しくは幅ぐい、用地買収した時の幅ぐいが少々ずれたところがありまして、例えば、今、推進委員の渡部委員が住んでいるところがあるんですけど、そののり尻の中に、市街化区域の中に、たまたま、何でか国交省ののり面が入っておって、それを今回証明させてもらって、国交省の方も認めていただいて、それで、家が建つようになるということで、今、そのようにしております。

このバイパスを買収したのが、今は平成 30 年ですが、平成 1 年～平成 3 年の間に買収しまして、私もその時に現場に入っておりましたのでよく覚えておりますが、ミカンも植わったりしましたし、果樹も植わったりしました。で、もう一つその山の方には柿が随分植わってまして、その中に、下の方のところ——今回、のり尻の 68 番、69 番、70 番のところ、ミカン・果樹が植わっておりました。実際には平成 2 年に買収して、それで、その間、ミカンを植えておったんですが、乙番でありますので、昔、山林から農地に開墾したというところなんです、そここのところ——乙番のところ、さっき言ってたように、山の方も一緒に農地にするのであれば、それは、堀江の農業委員としても認められるんですが、山の方の農地になるであろうところが非農地証明をしておりまして、それで、のり尻の方も、その下がすぐ市街化区域で、家が随分建っているところがありますが、そここのところを、今度は農地として、今、事務局の方ではそういうふうに提示されております。

そここのところで、20 年を過ぎた後で、今、27 年が過ぎていると思いますが、その中で、バイパスの中でのセンターでの用地買収をしておるんですが、先ほども言ったように、実際にはセンターのずれもありまして、市街化区域の民地の中に入ってそのままになっておったとか、乙番の農地であっても昔は山林ですから、そここのところで一部残ったところもありますし、そういう中で、平成 2 年に買収しまして、その年だけが農作物をとってもいいよという形で、国交省の方が判断しまして、

あとそのようにしております、なぜ山の方は——その間の中にですね、昔は池もあって、その中に家もあったんですよ。

今、残地として残ってるのり尻のところ、農耕をできるであろうという形のことありますが、その下がすぐ市街化区域でありますんで、そのあたりのことも含めて、地元の方では、まず、非農地証明をしないといけない。私が今回説明したいところは、68番～70番だったんですけど、先ほどの説明では、66番、67番、68番、その辺も含めてお話をされましたので、そしたら、そのところも同じ状況ですから。そこのところも非農地になぜしなかったのか。山の方は十分、その写真で見てわかりますとおり、農地として使えるんですね。これも山林ですよ。で、バイパスが通ったところの下の方も、もとの乙番の山林です。

ですから、そこのところを説明するのであれば、山の方を農地にして、のり面の方を非農地にするっちゅうのが基本ではないでしょうかと思います。

それで、バイパスのもっと西側の方についてもですね、先ほど言われたように、この間の、平成27年か平成28年で終わった国土調査についてもですね、バイパスの中に取り込まれてるっていう、何度も言いますが、市街化区域であるのに取り込まれているっていうところが、今、それを国交省と立会いをして、そのような形でさせてもらっています。

だから、そのバイパスが通っている場所から云々という形のことで決定して、乙番はもと山林ですから、昔、開墾して農地にしました。そこから時間がたっておりますので、非農地証明はできますから。

それより西側の方については、市街化区域でありまして、のり面に入ってるところがあるんですよ。そういう形のことも修正して今やっておりますので、改めて見直していただかないと。

今後、堀江町は、確実に、市街化区域は甲番、いわゆる乙番がもとの山林となつとりますので、普通の水田についても、ほとんど甲番が堀江町の今の市街化区域の境という形のことになりますので、甲番と乙番とで、極端に堀江の場合は、旧山林と市街化区域という形でパシッと分かれておりますので、その、バイパスが通った南側の山の方を非農地にして、バイパスが通った北側の方を農地にするという形のことについては、逆なら十分わかるんですけど。広いですから。

そのあたりのところもよく勘案していただきまして、長くしゃべってもどうしようもないので、そういうことをございますので、そこのところの非農地について、

	<p>改めて皆様方をお願いしたいと思いますので、ちょうど国土調査が終わったところ でございますので、それで修正をかけておりますので、ぜひ皆様方に御理解いただ ければ幸いですと思いますので、今日、ここで説明させてもらいました。長い時間すい ませんでした。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、地元委員から説明がありました。</p> <p>本件は、この後、委員方によりまして、農地なのか、非農地か判断していただき ます重要な案件でありますので、ここで、他の委員方、何か御意見等ございましたら お受けしたいと思います。何かございませんか。</p>
江戸 貴幸 委員	<p>かまんですか。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、どうぞ。</p>
江戸 貴幸 委員	<p>初めてこんな話を聞いて何が何やらわからんので、何が何やらわからんのに判断 せえ言われてもですね、私個人としては、判断できないんですよ。なぜ非農地証明 が必要なのかいうんが……。</p>
渡部 泰明 会長	<p>そのためにですね、最初に私からもお話ししたように、事務局からの説明もかな り細かく説明したし、それで、県にもこういうふうな判断基準がありますよ、国に もこういうふうな基準がありますということで、お手元には配布しましたけれども、 確かに、こういうふうな普段出てこない案件ですので、ちょっと理解しがたい面も あろうかと思えますけれども、お許しいただきたいと思えます。</p>

松 下 長 生 委 員	すいません。
渡 部 泰 明 会 長	あ、松下委員は、もうさっきので……。
松 下 長 生 委 員	ちょっと、もう一回だけすいません。
渡 部 泰 明 会 長	はい。
松 下 長 生 委 員	はい、すいません。 今回、私どもが意見として出したのは、あくまでも議案のところなので、全体のところを言うんだったら、全体のところを私どもも改めて説明し直して、今日わからないという形のところは、皆さん帰ってもう一回見ていただいて、来週、私の方からもう一回説明させていただいても構いませんよ。
渡 部 泰 明 会 長	はい。松下委員、あのね、ちょっと言いますよ。
松 下 長 生 委 員	はい。
渡 部 泰 明 会 長	この第9号議案、「非農地証明願」について、堀江町乙68番1、70番1、この2筆だけの採決を今日はさせていただきます。ほかは考えておりません。
松 下 長 生 委 員	そしたら、先ほどの事務局の説明については、66番からずっと説明していったと思うんですけど、その分について、山側と、ほんのちょっと残ってるのり尻のとこ

	<p>ろについて、なぜ、同じ乙番であるのに、一方は非農地で、一方は農地になっているのか教えてください。</p>
渡部 泰明 会長	<p>〔白石研策委員挙手〕</p> <p>はい、白石委員。</p>
白石 研策 委員	<p>あの、乙番も甲番もないんでね、農地の場合は。私は、基本的に、悪質時効は20年、良質時効は10年。これは、20年過ぎとります、どちらも。</p> <p>それで、乙番というのは、山のところは乙番、農地のところは田になっとります。この場合、写真が全部ついとりますが、70番1と68番1、こういう傾斜のところ、これほど大きく木が太ってるところ、20年もつくってない悪質時効を過ぎとるところ、全部非農地です。</p> <p>それで私も、平成2年～20年、一月に1回ずつ常任会議に行きよりました、会長をさせていただいたおかげで。その間、間違えたことはございませんが、見よったら、数字の中にとんでもないところが出るんです、南予の。ぽつぽつ出てきます、数字で見よったら。ここのはどういうことですか言うたら、腕つぶしくらい太ってる木が出るんです、ぽつぽつ。</p> <p>ところが、1反に1,400円払う必要なころがな言うたら、そのたびに全部山林にしましたね。そういうことです。</p> <p>今、愛媛県の農地で、所有権がないのは、何パーセントかわかっとりますか。30パーセントないんですよ。</p>
松 下 長 生 委 員	<p>そうですよ。</p>
白石 研策 委員	<p>そうでしょ。ほたら、5年間払わなかったら払わなくて、相続せなんだら相続せ</p>

	<p>なんだもんの勝ちです。</p> <p>そういうことになって、高知やったら 36.4%、所有権が農地やったらないんです。これが去年の6月7日の農業新聞、10日と16日の新聞見たでしょ。農業新聞に出た、はっきり出たでしょ。徳島・香川・愛媛 30%、高知 36.4%。</p> <p>それでね、こういうところやったら、全部非農地証明です。</p>
渡部 泰明 会長	<p>白石委員、わかりましたのでね。はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、私からお伺いたします。これは、重要な案件ですけれども、今日、出席の農業委員は、23名中21名出席されております。</p> <p>それで、私からの提案ですけれども、農業委員による、農地か、非農地に当たるのか、その判断を、挙手によって決定させていただいたらと思いますけれども、委員、いかがでしょうか。</p>
江戸 貴幸 委員	<p>会長、我々は出ないかんのでしょ。</p>
渡部 泰明 会長	<p>いや、部屋で結構です。</p>
江戸 貴幸 委員	<p>農業委員じゃないのに、推進委員やのに。</p>
渡部 泰明 会長	<p>いやいや、今日は、合同の会でありますけれども、総会に対する意見を推進委員は述べることはできるんです。ただ議決権だけが農業委員にしかないのです……。</p>
江戸 貴幸 委員	<p>一旦、出ないかんのでしょ。</p>

渡部泰明会長	<p>いえ、出る必要はございません。お席に着いたままで結構です。</p> <p>〔塩見喜録委員挙手〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい。</p>
塩見喜録委員	<p>この現場を農業委員の中で認識されとる人、結構おると思うんですよ。私もあそこを通るときに見とります。ほやから、その方を中心に判断したらどうですか。</p>
渡部泰明会長	<p>うん、中心にというよりですね……。</p> <p>それで、私が言ったのは、何か御意見ございませんかということでお伺いして、そういうふうな御意見も出てくるかなという期待はしておったんです。</p> <p>確かに、国道に面してるから、かなり皆さん見られておると思うし、あまり山間部でもないし、参考のために写真をつけておりますけれども、もし現地を見られていなくても、かなりの部分理解していただけるんじゃないかということで、これらの資料もつけたところでございます。</p>
渡部誠委員	<p>すいません、よろしいでしょうか。</p>
渡部泰明会長	<p>はい。</p>
渡部誠委員	<p>松下委員の補足説明を。私、堀江の推進委員を承っております渡部ですが。</p> <p>私の家に近いので、もう一度、この2枚目の写真の上の方を見ていただいて、68番と70番1がありますよね。で、横に「ト」と書いているところが、これ去年です</p>

か、農地として農業委員会で許可をいただいて、現在、塩出建設の看板を上げて、愛媛マラソンの応援とかを書いて、その手前のところに、旧 196 号線に向けて下りていく交差点があるわけですね。この交差点を見やすいのは何かというと、写真の 3 枚目の下の方ですね、下の方に 68 番と 70 番がありまして、交差点の方から見て海側のところに今、ユンボを置いて。ユンボが見えるのが、一番最後の写真ですね。交差点がありまして、ユンボが左側の隅っこにあります、そこで土をかいている途中の状態になっているわけです。

で、今回、最後の写真の 68 番 1、乙 70 番 1 の部分が、現状で、ここで非農地証明とか、山林でここを農地というふうに今からやれって、農業委員・推進委員の中で、ここで農業やる気が起きますかという現状だと思います。

ですから、ここはもう農地じゃないですよってという証明が欲しいっていうのが、この非農地証明だと思うんですが。同じ堀江の推進委員としましては、非農地証明を出していただいて、速やかに……。

以上、堀江から出ております推進委員としての意見でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

確かに、今現在、最初の平成 28 年 12 月に 5 条許可をした場所には、ユンボも入っているし、作業もしておりました。

ただ、事務局から説明いたしましたけれども、今もう平成 30 年 3 月ですよ。そして、5 条許可は平成 28 年に出ているにもかかわらず、ずっと手つかずの状態であったから、今、その隣接地をまた拡張という形で 5 条許可は非常に難しいという判断をしたのであって、要は、現状はユンボが入っておる——土をどれぐらい出したか、それは知る由もありませんけれども、現状では全く手つかずの状態ではないというのは、私どもも理解しております。

渡部誠委員

今、手つかず状態の話が出ましたが、この当該地とトンネルとのあい中の右側に、大城池という結構大きい池があるんですが、その改修工事が、今、昨日までずっと三十何軒、地権者からもらってたんですけど、その池の改修工事に、鋼土っていうのが——これは農業委員、各地、池の改修工事に当たるとは思いますけど、まず、

	<p>土捨場ですね。で、土取場。現場の改良区で用意せいという話が出てくるわけですよ。水土里ネットの方から。</p> <p>そこで、鋼土って松山周辺は非常に少ないでしょ。その鋼土が、今、まさにこの当該地から出つつあるんです。それで少し、ちょっと待ってと。塩出建設が、今、ユンボを入れてかいてますけれど、鋼土ではないかなと。今、土質調査をしてる段階なんです。</p> <p>そういう話をちょっと、私も同じ堀江の推進委員をしてるんですけど、今日まで知らなかったもので、今日初めて聞いてこれ申し上げよんですが、それで、今、工事の進捗状況が非常に進んでいない。事業が進んでいないかという理由の一つが、その、鋼土が出るということを理解していただきたいということです。</p>
渡部 泰明 会長	<p>その池の改修に必要な土の件も、既に我々の方も、市役所の主管課の方で当たって、それは、十分承知をしております。今日、この場でその説明は要らないと思いますけれども、そういうふうなものも、十分認識はしております。</p> <p>委員、どんなでしょうか、もう今から採決させていただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい。では、了解を得たということで、今日、21名の農業委員が出席されておりますので、この件について、この2筆については、農地であると。</p>
白石 研策 委員	<p>非農地じゃ。</p>
渡部 泰明 会長	<p>いえいえ、黙っといてくださいよ、一番大事なところですから。</p> <p>これは、農地であって、非農地の証明は妥当ではないと、農地だよという委員、挙</p>

	<p>手をお願いします。農地。</p> <p>〔農業委員挙手〕</p>
渡部泰明会長	はい、事務局、数を数えて。
上岡修主任	はい、数えました。
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、残る方は、これはもう農地ではないと——非農地であるという判断をされた方、参考までに、念のために。農業委員だけです。</p>
南耕一委員	まだよう判断しとらん人は、どうしたらいいですかね。
渡部泰明会長	<p>ああ、なるほど、わかりました。</p> <p>そしたら、私、農地か非農地かの二つで言いましたけれども、じゃあ、まだ判断しがたいという方、いらっしゃいますか。</p> <p>〔農業委員挙手〕</p>
森山邦雄委員	ちょっと。

上岡修主任	はい。森山委員は、まだ……。
森山邦雄委員	さっき挙手しとったんですけどね、こういうことがなかったですから、まだ判断しかねとったんです。
上岡修主任	もう少々、挙手を続けていただいてよろしいでしょうか。
渡部泰明会長	どんな、21名。あ、私がまだ挙げてないけど。どう。
上岡修主任	<p>挙手をとりにくい状態なんですけれども、判断を迷われている委員の方、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。</p> <p>〔農業委員挙手〕</p>
上岡修主任	第1回目の挙手、6名ということで数をとらせていただきました。
渡部泰明会長	いやいや、第1回目じゃなくてね。要は、今、20人に聞いたでしょ。その20人の内訳を言って。
上岡修主任	<p>20人の内訳……。</p> <p>全員のお名前ということでしょうか。</p>

藤久壽基次長	違うって、人数だけ。
渡部泰明会長	20人しかおらんじゃろ、今日。
藤久壽基次長	非農地の判断で手を挙げた人。
上岡修主任	非農地の判断で手を挙げていただいたのは6名です。
渡部泰明会長	6名。
上岡修主任	はい。そして、迷われているということで手を挙げていただいたのが5名です。
渡部泰明会長	で、農地は。
上岡修主任	それ以外の方は、まだ決をとっておりませんが。
松下長生委員	え、最初に農地であるって……。
上岡修主任	農地であるということで挙手をいただいたんですかね。
松下長生委員	非農地の方のを手を挙げさせてくれなかったんよ。

渡部泰明会長	<p>ほやからね、もう一遍言うよ。非農地だという方と、これは農地だと、そして、まだこの説明だけでは十分理解できんがと迷いよる、その3組しかないわけ。その3組が、20人にしてどういうふうな配分かいうんを……。</p>
渡部誠委員	<p>非農地、手を挙げてないやない。カウントしてないんやから。残りを全部、非農地にするんかということやろ。</p>
上岡修主任	<p>1回目の挙手が、農地というふうに手を挙げた方ということで間違いはないでしょうか。</p>
山本良文委員	<p>非農地は言うてないがね。ちゃんとせんかね。</p>
上岡修主任	<p>失礼しました。</p>
渡部泰明委員	<p>そしたら、もう一遍行きますよ。あの……。</p>
江戸貴幸委員	<p>すいません、わかりにくいんやったら、推進委員は出た方がいいんじゃないでしょうか。</p>
渡部泰明会長	<p>いやいや、出なくていいです。 それではね、行きますよ。これは非農地に当たらんと、農地だという方、挙手をお願いします。</p>

上岡修主任	<p>〔農業委員挙手〕</p> <p>7名です。</p>
渡部泰明会長	<p>農地が7名。はい。</p> <p>それじゃ、次に、これは非農地だという方。</p>
上岡修主任	<p>〔農業委員挙手〕</p> <p>6名です。</p>
渡部泰明会長	<p>非農地が6名。はい。</p> <p>そして、現在、まだ今日の段階では決めかねるという方、挙手。</p>
上岡修主任	<p>〔農業委員挙手〕</p> <p>7名です。</p>
渡部泰明会長	<p>今の数を言いますと、農地が7名、非農地が6名、判断しかねるが7名。</p> <p>それでは、判断しかねる方にお伺いいたしますけれども、じゃあ、これから後、何か、判断するまでにどういうふうなことを、我々として、事務局として、説明をするというか、何か案がございますか。</p>

	〔南耕一委員挙手〕
渡部泰明会長	はい、どうぞ。
南 耕 一 委 員	そしたら、国道の側道である歩道の、歩道からの2枚目の写真がよくわかるんですけど、のり面の管理は、どこがされとんでしょうかね。
渡部泰明会長	のり面管理。
藤久壽基次長	当然に所有者の土地ですので、所有者が、のり面管理はしていると。
松 下 長 生 委 員	国交省がちゃんとしてますよ。
藤久壽基次長	どなたにか依頼されてるかどうかまではわかりませんが、管理者としては、所有者でございます。
渡部泰明会長	はい、わかりました。 ほかに何か。
森山邦雄委員	写真だけではちょっとね、私、現場もわからないんで、理解できないんですよ。それでちょっと迷っとなんですけど。

渡部 泰明 会長	<p>去年の11月に、非農地証明の案件が出ました。それは、北梅本町の、市の農業指導センターの隣接地でした。そして、これは、今回、松山市のですけれども、農業委員会の制度が始まって初めてのケースでもありましたし、範囲も広いと。また、5筆ありましたけれども、若干、筆によって状況も違うということで、委員による現地確認をしていただいて、その後、臨時の総会をセンターで開催して、その場で決定したという経緯はございます。</p> <p>そういうふうなことで、今回も、現地での確認を希望されるのか。決定は、その日いうんじゃなくても、現地を見ていただいて、次の総会でもう一度採決をするとか。そのあたり、委員、特に、まだ迷っていらっしゃる委員があったら、そういうふうなことも可能かと思えますけれども、いかがでしょうか。</p>
松下 長生 委員	<p>会長、もう一回だけお願いします。会長、すいません。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい。</p>
松下 長生 委員	<p>何回か前の農業委員会の中で、昔、山林であったところ、非農地であったところを開墾して戻すようにするには、20年たっておれば、まず、そのところは使われてないということで、いろいろ規定があって、その規定の中の一つに入っていないかもわからないですけど、今回も二十何年たっておって、そこは農地として1回も使われてないんです。努力をしても農地としてもう使えないところなんで。だから、もう27年たってました。そういう形でございますので、ぜひ。</p> <p>事務局が、前回、ほかのところの非農地証明の時に、山の方を非農地証明をして、それから、のり尻の方を非農地証明をさすと思うんですけど、そのあたりのところも、今になって考えてみると、のり尻もするんであれば、なぜ山の方もしないのかなと思いますが。藤久次長、それについては、何か説明できますか。</p>
藤久 壽基 次長	<p>会長、よろしいですか。</p>

渡部泰明会長

はい。

藤久壽基次長

^{せん}僭越ですが、ちょっと整理させていただければありがたいと思います。

農業委員会、当然、皆さん公務員ですから、法律に基づいて判断するのが当然のことということ、お願いします。

で、先ほどから 20 年という話が出ていますけども、20 年たったらどのような状態でも非農地証明していいんですよという基準にはなっておりません。国の基準も、県の基準も。それをよく御理解ください。

まず、山林化して、いわゆる高木が繁茂して、見た目、いわゆる山林になっている。そういう土地とそうでない土地は、当然、区別しなければなりません。

で、この基準を見ていただいたらわかるように、私ちょっと、波線で重要なところに線を引かせていただいていますけども、例えば、国の基準を見ていただいて、要は、先ほども説明させていただきましたが、山林を、開墾に匹敵するような条件整備を行わなければ農地として利用できない、そういう土地を非農地証明をするんだという基準が、はっきり出てます。

ですから、この基準が出てる以上、これに沿ってやらなければならないという考え方を、まず持っていただきたい。で、「開墾に匹敵するような条件整備」とは、伐採、抜根、切土、盛土、整地。田であれば、耕盤造成、畝やあぜを立てる、または土壌改良等を総合的に実施する必要がある場合。「内容が伐採や抜根のみの場合は該当しません。」と、きちっと書いております。

ですから、この基準で御判断いただきたい。主観的な考え方で、周りのいろんな状況あると思います。だけど、あくまでも、主観で考えるのではなくて客観的に、基準に従って判断をお願いしたい。

で、市街化調整区域であろうと市街化区域であろうと、どこの土地であろうと、この判断が変わることはございません。同じ判断でしていただかなければなりません。

先ほどから 20 年いうことで割と意見が出ておりますけども、20 年たったら全て非農地として考えるんですよというのは、国の基準にもありませんし、県の基準にもありません。さっきの基準も全く同じに書いてます。

ですから、そういうことをきちっと基準に従って判断していただいて、この写真

	<p>を見ていただければ、おのずと答えが出てくるのではないかというふうに事務局としては考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局の説明、御理解いただけたと思いますけれども。</p>
松下 長生 委員	<p>理解できません。</p>
渡部 泰明 会長	<p>要は、これはですね、次回に先送りするような案件でもないし、もう今日、この場で、委員方、我々もですね、どちらにしてくれとかそういうふうなんじゃなくて、皆様方委員の判断で、これは農地だと、これは非農地だと。先ほどまで迷われていた方も、要は、いずれかの判断をしていただきたいと思います。それで、この9号議案については決定したいと思います。</p> <p>お諮りいたします。事務局。</p> <p>まず、これは非農地には当たらない、農地だと考える方、挙手をお願いします。</p> <p>〔農業委員挙手〕</p>
上岡 修 主任	<p>10名です。</p>
渡部 泰明 会長	<p>10名。はい。</p> <p>そしたら、残る方が、これは非農地だと言われますか。残る方は、挙手をお願いします。</p>

	〔農業委員挙手〕
上岡修主任	10名です。
渡部泰明会長	10名。はい、ありがとうございました。 今の数が、農地だと言われる方が10名、非農地が10名。
梶野宰委員	ちょっと、今の手どっちだったんですか、私、出とったけん。
上岡修主任	先ほど梶野委員が挙手いただいたのは、非農地の時に手を挙げていただきました。
梶野宰委員	ええ、非農地です。
上岡修主任	数は変わりません。
渡部泰明会長	はい。結果は、農地、非農地ともに10名です。このときは、私も挙手権があります。私は、農地に挙手します。 したがって、本件は、非農地には当たらないという判断に決定いたします。 以上でございます。
松下長生委員	現場をよく見てせんと。山の方が非農地になって、何でこのところはこない……。 現場を見せてからやってもええやないか。

渡部 泰明 会長

これで、本日の提出議案の審議は、全て終わりました。

この後、若干まだ、時間もだいぶ経過しましたがけれども、事務局の方から何点か、了解いただいたり、説明したいこともございますので、もうしばらくお願いいたします。

では、事務局、説明をお願いします。

片山 剛 主査

失礼します。お手元にお配りしている資料の中に、「松山市の農業施策に関する意見書」の「案」という資料がございます。それと、集計したアンケート結果についての資料もあります。

この意見書についてなんですけれども、昨年11月の委員研修会の際にお話ししたんですけれども、農業委員会法第38条に基づいて、農地等の利用の最適化の推進に関する事務を、効率的、効果的に実施する必要があると認めるときは、農業委員会が、関係行政機関に施策の改善を含めて具体的な意見を提出しなければならないと規定されておりまして、昨年から委員改選がございましたけれども、改選前の委員、改選後の委員も含めて、アンケートをとらせていただきました。

その結果を集計させていただいて、松山市に対して農業施策の改善等を求める内容の意見書の「案」を作成させていただいたわけでございます。

簡単に、項目としましては、「耕作放棄地対策」、「有害鳥獣対策」、「担い手の確保、育成と支援・就農対策」などを柱に、内容を取りまとめさせていただいております。これは、委員の皆様から御意見が多かったというところを中心に、基本項目として意見をまとめさせていただきました。

本日、ちょっと、時間の都合等もございますので、読み上げは割愛させていただきますけれども、今後、こういう意見も含めてみてはどうかとか、そういったところがございましたら、後日、事務局の方まで御意見いただいて、最終的には、5月の総会で全ての委員に御説明を再度させていただきまして、お諮りしたいと思いますので、御承認いただきましたら、6月上旬に、松山市長に対して意見の提出を考えております。

本日は、細かい内容についての説明は割愛させていただきますけれども、今日、お持ち帰りいただいて、御確認いただいたらと思います。1点目は、その意見書についてでございます。

2点目なんですけれども、松山市農業委員会での「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の「素案」というのを資料でお配りしております。

これも、昨年の11月の委員研修会の際に、概要を少しお話ししましたけれども、松山市としての指針を策定するに当たって、この素案を取りまとめさせていただきました。

皆様、御存じのとおり、改正農業委員会法が平成28年の4月1日に施行されて、農業委員会で農地等の利用の最適化の推進が重要な必須事務と位置づけられたことで、指針を策定すると。

この内容については、将来的な、具体的な目標。あと、それに対し、目標を達成するための推進方法を定めるというような内容になっております。

この細かい内容についても、5月の総会で改めて最終的な案という形でまたお示ししようと思っておりますので、それまでにこの指針の内容をごらんいただいて、後日、御意見等がございましたら、事務局の方にお伝えいただけたらと思っております。

私の方からは以上ですが、もう1点、事務局の上岡の方から、農地利用状況調査に活用するための、無人の小型の航空機——ドローンの活用についての説明をさせていただきます。お願いいたします。

上岡修主任

失礼いたします。お時間も押している中、大変申し訳ないんですけれども、「無人航空機（ドローン）を活用した農地パトロールについて」、こちらの資料、お手元にあるかと思っております。ごらんいただければと思っております。

農業委員会の業務として、毎年、利用状況調査——農地の現況が遊休農地かそうでないかの調査を行っているんですけれども、本市は、山間地あるいは島しょ部が多く、大変困難を極めております。調査が適正に実施できていないところがあります。

そういった問題を打開するために、こういった無人航空機を導入して、上空からの調査を可能にしたいというふうに考えております。

これまでの問題点と、導入によって得られる効果は、資料のとおりなんですけれども、1点、導入に当たり留意する点として、御相談、及びお諮りしたい点がありまして、お時間をいただいております。

ドローンは、航空法の規制を受ける場合があります。重量が200グラム未満であ

ればそういった法律の規制がないというようなことを踏まえて、今、導入を考えているんですけども、最も重要な点として、導入を、どのような財源から行うかというところで思案しております。

今回、ドローンの導入、他市でも事例がほとんどありませんで、これを飛ばすことによって調査がうまくいくか、うまくいく度合いにも差がありますし、あるいは、思ったような効果が得られないか、そういったことが、現状ではわかりません。なので、実証実験というような色合いも帯びてまいります。

今回、導入を仮にできたとすれば、そういった実験も兼ねて調査を行うというふうになるんですけども、こうした理由であると、松山市から予算を措置するのは、大変難しい状況にあります。

なので、大変恐縮ではあるんですけども、この財源として、松山市農業委員会互助会から支出いただけないかというお諮りでございます。

費用は、先ほどの航空法の規制との兼ね合いがあるんですけども、目安として、2万円以下、機能を考えればもう少し足が出る可能性もありますけれども、そのあたりの金額を検討しております。

必要な機能であるとか、そういったものは、事務局側で目的に照らして備えたいというふうに思っております。

こういった内容の案件なんですけれども、互助会からの支出をお認めいただけるかどうか、お諮りしたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございました。

今の事務局の説明、ドローンの経費、調べたところ、おおむね2万円ぐらいでまず実験はできるのではなかろうかというところらしいんですけども、皆様方、農業委員も推進委員も含めて互助会員でありますので、これは、今回、互助会からこれを拠出してよろしいかどうかの問いかけなんですけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

<p>松下長生委員</p>	<p>だめだめ。やるもんがやったらええんよ。ドローンをやるもんが考えたらええじゃないですか。全員でやるんじゃないんやから。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>そういうふうな意見も出ておりますけれども、どんなでしょう、全体的に、もう認めざるを得んというか……。</p> <p>これも挙手でいきましょうか。はい、じゃあ、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>〔挙手多数〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>あ、これは、数えるまでもなく多数の方だと思いますので、どうか一つよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ、将来的には、もう少し性能がいいとか、精度が高いものにするためには、これは、当然、市の予算でもってやらないかんだらうと思いますんで、とりあえずのスタートですね、皆様方のお力を借りてスタートさせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>それと、まだもう1点、事務局から説明がありますので。</p>
<p>松木晶裕局長</p>	<p>すみません。時間も大分超過して大変申しわけございません。最後になります。</p> <p>先ほど追加でお配りしました資料——「松山市農業委員会の委員の欠員に伴う補充について」という資料でございますが、この、欠員に伴う補充についての規定というのが、これまでございませんでした。で、今回、村上委員が亡くなられたことで、市長部局の方で検討していただいております。その結果が、今、お配りしているような結果でございます。説明させていただきます。</p> <p>まず、農業委員なんですけれども、「市長は、罷免、失職、辞任等により生じた農業委員の欠員の数が、松山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に定める農業委員の定数の数の6分の1を超えたときは、速やかに農業委員を補充しなければならない。ただし、農業委員の任期の満了までの期間が4</p>

箇月未満のときは、補充しない。」と。つまり、農業委員の定数 24 名のうち 4 名以上の欠員が生じた場合には、補充を行うということでございます。

他市の状況なんですけれども、3分の1を超えたときに補充——3分の1というのは、うちでいいますと、8名以上の欠員が出たときには補充しますよというようなところが、中核市7市と県内8市町ございました。うちと同じ6分の1というのが、中核市4市と県内2市町ありました。それと、欠員が生じた場合は速やかに補充するけれども、ただし、上にあるような、3分の1を超えたとき、あるいは6分の1を超えたときというようなところが、中核市3市と県内5市町ございました。

次に、農地利用最適化推進委員なんですけれども、「推進委員の欠員が生じた区域において、農地等の利用の最適化の推進に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに推進委員を補充するものとする。」と。これも、「ただし、推進委員の任期の満了までの期間が4箇月未満のときは、補充しない。」ということでございます。

つまり、欠員が生じた場合、地元から要望があった場合のみ補充を行うということでございます。

他市の状況なんですけれども、農業委員と同じように3分の1を超えたときに補充としているところが、中核市8市と県内8市町。6分の1を超えたときに補充としているところは、中核市3市と県内2市町。欠員が生じた場合には速やかに補充する。ただし、3分の1を超えた場合、あるいは6分の1を超えた場合というようなところが、中核市2市と県内5市町ということになっております。

今回、この農業委員と推進委員の補充の条件の違いなんですけれども、農業委員につきましては、松山市全域で活動する委員として定数を定めているということから、全体の定数の6分の1を欠員を超えたときに補充をするんだと。一方、推進委員は、担当区域単位で活動をする委員として位置づけて定数を定めていると。

本市におきますと、11地区に分けて、それぞれ定数を決めて募集をしておりますが、担当地区を決めて活動しているということで、その地元から農地等の利用の最適化の推進に支障を及ぼす恐れがあると認められたときに補充をするというふうな、そういったことでの違いがございます。

今回、北条・正岡地区の村上委員が、昨年9月末に亡くなられて、これからでも2年4カ月、改選までに期間があるんですけれども、そういったことを何とか御理解いただいて、正岡地区につきましては、難波地区と正岡地区と北条地区、この3地区で推進委員の募集を行っておりますので、できれば、その3地区の推進委員

	<p>と、そこでもし農業委員が選ばれておりましたら、その農業委員とで話し合いをして いただいて、何とか正岡の部分を含めていただければと思います。</p> <p>まだ2年4カ月という期間があるんですけども、大変申しわけございませんが、 農業委員については、市長部局の方で、6分の1を超えないと募集はしないという ような結論になりましたので、申しわけございませんが、これでまた協議をしてい ただいたらと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、局長の方から、欠員補充の規定の話がございました。これは、もう決 まったことですので、どうこうは言いがたいんですけども、質問はお受けしたいと 思いますけれども、何かございますか。</p> <p>〔質問なし〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ないようでしたら進めさせていただきますし、先ほど言いましたけれども、 北条の3地区の方、また御協力のほどよろしく願いいたします。</p> <p>大変長時間にわたり、皆様方には御迷惑もおかけしましたけれども、以上で、第 167回総会を閉会といたします。本日は、ありがとうございました。</p>
松木 晶裕 局長	<p>最後にすみません。</p> <p>次回の総会でございますが、4月10日、火曜日を予定しております。時間につき ましては、10時半からということでございます。よろしく願いします。</p> <p>御起立願います。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午後0時30分閉会</p>